

監査の結果（平成 22 年 6 月 30 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 20 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項及び長期未納があるものを「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 18 機関です。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	県立総合技術研究所食品工業技術センター	平成 22 年 4 月 26 日	平成 22 年 4 月 21 日	実地監査
2	県立総合技術研究所農業技術センター	平成 22 年 5 月 12 日	平成 22 年 4 月 27 日	
3	県立三次看護専門学校	平成 22 年 5 月 14 日	平成 22 年 5 月 10 日	
4	西部病虫害防除所	平成 22 年 5 月 12 日	平成 22 年 4 月 27 日	
5	東部病虫害防除所	平成 22 年 5 月 12 日	平成 22 年 4 月 27 日	
6	北部病虫害防除所	平成 22 年 5 月 12 日	平成 22 年 4 月 27 日	
7	西部農業技術指導所	平成 22 年 5 月 12 日	平成 22 年 4 月 27 日	
8	東部農業技術指導所	平成 22 年 5 月 12 日	平成 22 年 4 月 27 日	
9	北部農業技術指導所	平成 22 年 5 月 12 日	平成 22 年 4 月 27 日	
10	広島水道事務所	平成 22 年 5 月 21 日	平成 22 年 5 月 12 日	
11	水質管理センター	平成 22 年 5 月 21 日	平成 22 年 5 月 12 日	
12	上下高等学校 ※	平成 22 年 6 月 30 日	平成 22 年 5 月 19 日	書面監査
13	福山明王台高等学校	平成 22 年 6 月 30 日	平成 22 年 5 月 21 日	

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
14	東高等学校	平成 22 年 6 月 30 日	平成 22 年 5 月 17 日	書面監査
15	広島工業高等学校	平成 22 年 6 月 30 日	平成 22 年 5 月 13 日	
16	広島西警察署	平成 22 年 5 月 20 日	平成 22 年 5 月 20 日	実地監査
17	安佐北警察署	平成 22 年 5 月 10 日	平成 22 年 5 月 10 日	
18	尾道警察署	平成 22 年 5 月 11 日	平成 22 年 5 月 11 日	

注 対象機関名のあとに「※」を表記している機関は、抜き打ち的監査を実施した機関です。
(抜き打ち的監査：あらかじめ監査調書を求めず、通知後速やかに実施する監査)

5 監査執行者

平成 22 年 6 月 21 日までの監査執行者は、次の 4 人です。

富永 健三，下原 康充，高橋 義則，加賀美 和正

第 2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

1 県立総合技術研究所 食品工業技術センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 県内企業等を支援するために必要な技術の調査研究及び開発研究，各種試験，分析，測定等
他の機関から委託を受けた調査研究
- ・所在地 広島市南区比治山本町 12 番 70 号
- ・組織体制 3 部〔技術支援部，生物利用研究部，食品加工研究部（凍結含浸プロジェクトチーム）〕
- ・職員数 36 人（平成 22 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 原材料の受入に係る事務処理について

総合技術研究所農業技術センターから試験醸造用の原材料として酒米を受け入れていたが，物品管理規則第 16 条に定める所管換えに係る事務処理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

イ 委託契約の事務処理について

委託契約において，契約書によって定められた仕様書において受託者が提出することとなっている書類の提出を受けていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	提出を受けていなかった書類
食品工業技術センター昇降機保守点検業務委託契約（平成 22～23 年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・業務計画書 ・緊急対応連絡表 ・業務責任者，法定資格者，業務担当者の年齢，経歴書及び業務に関する資格を証明するもの
食品工業技術センター消防用設備保守点検業務委託契約（平成 21～22 年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・業務計画書 ・緊急対応連絡表 ・業務責任者，業務担当者の経歴書及び受注者との雇用関係を証明する書類
食品工業技術センター電気設備保全業務委託契約（平成 21～22 年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・業務計画書 ・作業計画書

【意見】

ア 委託契約における設計金額の算出について

委託契約における設計金額の算出において，参考見積書による算定とされているものについて，起案文書に見積書が添付されておらず，算出根拠が不明確となっているものがあつた。

設計金額の算出に当たっては，その根拠を明確にする必要がある。

- ・食品工業技術センター庁舎総合管理委託業務（平成 21～22 年度）

イ 委託契約の事務処理について

委託料を分割して支払う委託契約において，契約書に期間中の支払総額のみしか記載されていないものがあつた。委託料を分割して支払う場合は，契約書に表示しておく必要がある。

- ・食品工業技術センター庁舎総合管理委託業務（平成 21～22 年度）
- ・食品工業技術センター昇降機保守点検委託業務（平成 21～22 年度）
- ・食品工業技術センター消防用設備保守点検業務（平成 21～22 年度）
- ・冷凍設備保守点検業務（平成 21～22 年度）

ウ 研究会会計の事務処理について

センターが事務局となっている研究会「フードテクノひろしま」の会計事務において，預貯金通帳・届出印のいずれも金庫で保管せず，担当者の机の引き出しに保管されていた。

預貯金通帳・届出印の管理は管理職などによる複数の者により管理するなど，適切な会計事務を行うとともに，これらの事務について，現在の研究会会計事務処理要領に保管・取扱方法を定めるなどの所要の改正を行う必要がある。

（3）付 記

契約書への収入印紙の貼付について

「清酒製造業務委託契約」及び「新酒瓶詰業務委託契約」について，契約の相手方から県に交付された契約書に，収入印紙が貼付されていなかった。契約相手方による印紙貼付について県でも確認を行うなど，適切な事務処理に努めていただきたい。

2 県立総合技術研究所 農業技術センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 農作物及び果樹に関する技術の試験研究及びその成果の技術移転
農作物及び果樹に関する技術の指導，研修及び情報提供
- ・所在地 本所：東広島市八本松町原 6869 番地
果樹研究部：東広島市安芸津町三津 2835 番地
果樹研究部三原分室：三原市木原町 5 丁目 6 番 18 号
- ・組織体制 本所：4 部 1 課（総務部（総務担当，業務課），技術支援部，栽培技術研究部，生産環境研究部）
果樹研究部：1 部 1 課 1 分室（管理課，果樹研究部，果樹研究部三原分室）
- ・職員数 69 人（平成 22 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 生産品の出納に係る事務処理について

生産品の出納事務において，次のとおり不備があった。適正な事務処理に努められたい。

- (ア) 試験研究用に栽培・生産した米，麦，大豆について，生産品調書又は生産品出納簿による記録管理がされていなかった。
- (イ) 試験研究用に栽培した酒米については，その一部を試験醸造用の原材料として食品工業技術センターにおいて使用しているが，農業技術センターから食品工業技術センターへの所管換えの手続きが行われていなかった。
- (ウ) 生産品出納簿において，一部の品種に係る累計数に誤りがあった。

イ 工事請負契約の事務処理について

次の工事請負契約について，入札条件である落札後直ちに提出が必要な課税（免税）事業者である届出が提出されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

- ・広島県立総合技術研究所農業技術センター果樹研究部防風防寒対策工事（平成 21 年度）

3 三次看護専門学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 看護師の養成
- ・所在地 三次市東酒屋町字敦盛 518 番 1 号
- ・教職員数 32 人（87 人）
〔平成 22 年 5 月 1 日現在で本務者数。（ ）内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員，非常勤嘱託員の合計である。〕
- ・学生の状況

課 程	全 日 制										
	第一看護学科				第二看護学科			計			
	1	2	3	計	1	2	計	1	2	3	計
総定員 (人)	60	60	60	180	20	20	40	80	80	60	220
学生数 (人)	51	57	57	165	18	19	37	69	76	57	202
充足率 (%)	85.0	95.0	95.0	91.7	90.0	95.0	92.5	86.3	95.0	95.0	91.8

進 学 就 職	大学・短大	2人 (3.6%)	1人 (5.3%)	3人 (4.0%)
	専修・各種	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
	就職	53人 (94.6%)	18人 (94.7%)	71人 (94.7%)
	その他	1人 (1.8%)	0人 (0.0%)	1人 (1.3%)
退学者 (人)	2	3	5	
休学者 (人)	4	0	4	

(注)・「学科・学年」の学生数等は，平成22年5月1日現在である。

・「進学就職」，「退学者」，「休学者」の状況は，平成21年度(平成22年3月末現在)である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

警備業務委託契約について

警備業務委託契約において，特記仕様書に定められた緊急対応連絡表が提出されていなかった。
適正な事務処理に努められたい。

- ・校舎警備業務委託契約(平成19～23年度)

4 西部病害虫防除所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 植物の検疫
市町，農業者等が行う病害虫防除の指導及び協力
病害虫の発生予察及び発生予察情報の提供
- ・所在地 東広島市八本松町原 6869 番地
- ・職員数 2人(平成22年4月1日現在の常勤職員数)
ただし，2人とも西部農業技術指導所所長及び次長が兼職

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

5 東部病害虫防除所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 植物の検疫
市町，農業者等が行う病害虫防除の指導及び協力
病害虫の発生予察及び発生予察情報の提供
- ・所在地 福山市三吉町1丁目1番1号
- ・職員数 2人(平成22年4月1日現在の常勤職員数)
ただし，2人とも東部農業技術指導所所長及び次長が兼職

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

6 北部病虫害防除所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 植物の検疫
市町，農業者等が行う病虫害防除の指導及び協力
病虫害の発生予察及び発生予察情報の提供
- ・所在地 三次市十日市東4丁目6番1号
- ・職員数 2人（平成22年4月1日現在の常勤職員数）
ただし，2人とも北部農業技術指導所所長及び次長が兼職

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

7 西部農業技術指導所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 集落農場型農業生産法人等の担い手の育成及び経営・技術の高度化の普及指導
農畜産物の生産及び流通に係る新技術の導入並びに農畜産業に係る経営・技術の高度化の普及指導
農業情報の収集，加工及び提供並びに農業技術の普及及び研修
- ・所在地 東広島市八本松町原 6869 番地
- ・職員数 45人（平成22年4月1日現在の常勤職員数）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物の管理について，次のとおり，適正な管理が行われていないものがあつた。適正な管理に努められたい。

内容	根拠
毒物及び劇物を保管する場所は，盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし，鍵をかける設備等のある堅固な施設とすることとされている。 保管場所への鍵の措置は適正に行われていたが，保管場所に毒物及び劇物以外のものと混在して保管されていた。	・毒物及び劇物取締法第十一条第一項 ・毒物及び劇物の保管管理について（昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知）
管理簿上に記載された数量と，現物の在庫数量が一致していないものがあつた。	

【意見】

使用見込みのない毒物及び劇物の処分について

使用期限が切れ，使用見込みのない劇物が保管されていた。今後，使用する見込みのない毒物及び劇物については，廃棄する必要がある。

8 東部農業技術指導所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 集落農場型農業生産法人等の担い手の育成及び経営・技術の高度化の普及指導
農畜産物の生産及び流通に係る新技術の導入並びに農畜産業に係る経営・技術の高度化の普及指導
農業情報の収集，加工及び提供並びに農業技術の普及及び研修
- ・所在地 福山市三吉町1丁目1番1号
- ・職員数 35人（平成22年4月1日現在の常勤職員数）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

9 北部農業技術指導所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 集落農場型農業生産法人等の担い手の育成及び経営・技術の高度化の普及指導
農畜産物の生産及び流通に係る新技術の導入並びに農畜産業に係る経営・技術の高度化の普及指導
農業情報の収集，加工及び提供並びに農業技術の普及及び研修
- ・所在地 三次市十日市東4丁目6番1号
- ・職員数 28人（平成22年4月1日現在の常勤職員数）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

10 広島水道事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 安芸灘地域及び広島都市圏の沿岸島しょ地域，賀茂・竹原地域5市5町への水道用水の供給
広島湾東部沿岸地域及び東広島地域への工業用水の供給
- ・所在地 広島市安芸区畑賀2970番地
- ・組織体制 4課（総務課，維持建設課，瀬野川浄水課，戸坂取水課）
- ・職員数 42人（平成22年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・主要事業実績（平成21年度）
 - ア 広島水道用水供給事業
 - 水源 土師ダム，高瀬堰，温井ダム
 - 1日平均給水量 128,458 m³/日
 - イ 太田川東部工業用水道事業
 - 水源 太田川表流水
 - 契約給水量 187,240 m³/日
 - ウ 太田川東部工業用水道第2期事業
 - 水源 土師ダム
 - 契約給水量 35,814 m³/日

(2) 監査の結果

【意見】

貯蔵品の計上について

平成 20 年度決算における貯蔵品には、薬品類が計上されていたが、備蓄倉庫に貯蔵・保管している資器材については、貯蔵品に計上されていなかった。これらの資器材はこれまでも材料として貯蔵品に計上されていないが、今後は、決算において貯蔵品として資産計上し、たな卸手続等を実施する必要がある。

11 水質管理センター

(1) 監査の概要

- ・主な業務 工業用水及び水道用水の水質に関する調査研究並びに水質管理についての指導
- ・所在地 広島市安芸区畑賀 2970 番地
- ・組織体制 2 課（総務課，水質管理課）
- ・職員数 13 人（7 人）〔平成 22 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計。（ ）内は兼務数で内数〕
- ・主要事業実績（平成 21 年度）
 - ア 水質に関する試験検査（検査機関に委託）
 - イ 水質汚濁事故，水質関係災害及び水質異常事案発生時の情報収集及び現場調査
 - ウ 水質課題の検討

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

12 上下高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 府中市上下町上下 566 番地
- ・教職員数 17 人（12 人）
〔平成 22 年 5 月 1 日現在で本務者数，（ ）内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計である。〕
- ・生徒の状況

課 程	全 日 制			
	普通科			
学科・学年等	1	2	3	計
総定員（人）	40	40	40	120
生徒数（人）	31	33	34	98
充足率（%）	77.5	82.5	85.0	81.7
進 学 就 職	大学・短大	8 人（21.6%）		
	専修・各種	18 人（48.6%）		
	就 職	11 人（29.7%）		
	その他	0 人（ 0%）		
退学者（人）	6（3）			
休学者（人）	5			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成22年5月1日現在である。

・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成21年度(平成22年3月末現在)である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

学校諸費会計等の取扱事務について

学校諸費会計等の取扱事務において、次のとおり「学校諸費会計等取扱要綱」(以下「取扱要綱」という。)に定められた事務処理が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

1	点検者は、毎月の収支状況を関係書類により翌月の10日までに点検を実施することとされているが、次の会計において点検が行われていなかった。 また、学校諸費会計等を管理するために、出納簿を備え付けることとされているが、備え付けられていなかった。 (根拠：取扱要綱第5条第2項、第10条) ・20年度入学者会計 ・22年度入学者会計 ・フードデザイン実習費
2	全教職員を対象として行うこととされている研修が実施されていなかった。 (根拠：取扱要綱第12条)

【意見】

委託契約における設計金額の積算について

次の委託契約について、設計金額を積算するための参考見積書を1者しか徴取していなかった。契約の設計に当たって参考見積書を利用するときは、複数の者からこれを徴取するなど、設計積算の適正化に努める必要がある。

- ・一般廃棄物処理業務(平成21～22年度長期継続契約)

13 福山明王台高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 福山市明王台2丁目4番1号
- ・教職員数 71人(20人)

[平成22年5月1日現在で本務者数、()内は非常勤講師、再任用短時間勤務職員の合計である。]

- ・生徒の状況

課 程	全 日 制			
	普通科			
学科・学年等	1	2	3	計
総定員 (人)	320	320	320	960
生徒数 (人)	321	316	314	951
充足率 (%)	100.3	98.8	98.1	99.1
進 学	大学・短大	214人(69.7%)		
	専修・各種	63人(20.5%)		

就職	就職	10人 (3.3%)
	その他	20人 (6.5%)
退学者 (人)		8 (2)
休学者 (人)		3

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成22年5月1日現在である。

- ・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成21年度(平成22年3月末現在)である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 物品の検査について

物品の購入に係る検査について、次のとおり誤った事務処理が行われているものがあつた。適正な管理に努められたい。

内 容	物品検査職員は、物品の納入検査をしたときは検査年月日及び検査者の職・氏名を記入し、押印しなければならないが、検査年月日や押印漏れのものがあつた。 ・バドミントンネット 外
根 拠	・広島県物品管理規則第6条第2項 ・物品マニュアルⅡ-第1-10-(2)

イ 支出事務における適正な請求書の受理について

支出事務担当者は、提出された請求書について、記載内容を確認し支払いを行う必要があるが、請求年月日の記載がなく、收受印も押印していない請求書により支払いを行っていた。適正な事務処理に努められたい。

- ・請求年月日又は收受印のない請求書による支出 3件

(3) 付記

高等学校使用料(授業料)の減免処理について

高等学校使用料(授業料)の減免処理において、授業料等減免申請書が提出され、その内容を審査し、決定するまでに長期間を要した事案が見受けられた。申請書類に不備等がない場合は、速やかに事務処理を行っていただきたい。

14 東高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 福山市木之庄町六丁目11番2号
- ・教職員数 18人(8人)

[平成22年5月1日現在で本務者数、()内は非常勤講師、再任用短時間勤務職員の合計である。]

・生徒の状況

課 程	通信制				
	普通科				
学科・年次等	1	2	3	4	計
総定員 (人)	300	300	300	300	1,200
生徒数 (人)	287	266	166	69	788
充足率 (%)	95.7	88.7	55.3	23.0	65.7
進 学 就 職	大学・短大	4人 (8.5%)			
	専修・各種	5人 (10.6%)			
	就 職	29人 (61.7%)			
	その他	9人 (19.1%)			
退学者 (人)	13 (0)				
休学者 (人)	0				

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成22年5月1日現在である。

・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成21年度(平成22年3月末現在)である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 委託契約における事務処理について

委託契約において、次のとおり誤った事務処理や不適切な業務管理が行われているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	内 容
消防用設備等保守 点検業務委託契約 (平成22年度～平 成23年度)	契約書に基づく特記仕様書により、定められた期日又は業務の実施前に、受託者は、業務計画書、作業計画書及び緊急対応連絡表を作成し、委託者の承諾を得なければならないが、いずれも提出を受けておらず、承諾もしていなかった。

イ 工事請負契約における事務処理について

門扉設置等工事契約(平成21年度)の事務処理において、次のとおり不適切なものがあった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 監督員の職名及び氏名を請負人に通知していなかった。

(イ) 請負人から課税事業者届出書の提出を受けていなかった。

(ウ) 変更設計額の積算を請負率(落札率)によって行っていなかった。

15 広島工業高等学校

(1) 機関の概要

・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施

・所在地 広島市南区出汐二丁目4番75号

・教職員数 全日制114人(29人)

[平成22年5月1日現在で本務者数、()内は非常勤講師、再任用短時間勤務職員の合計である。]

・生徒の状況

課 程		全 日 制											
		機械科				電気科				建築科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		80	80	80	240	80	80	80	240	80	80	80	240
生徒数 (人)		80	79	77	236	80	80	77	237	81	72	71	224
充足率 (%)		100	99	96	98	100	100	96	99	101	90	89	93
進 学 就 職	大学・短大	26人 (33.8%)				25人 (32.5%)				23人 (33.8%)			
	専修・各種	5人 (6.5%)				7人 (9.1%)				14人 (20.6%)			
	就 職	46人 (59.7%)				45人 (58.4%)				24人 (35.3%)			
	その他	0人 (0%)				0人 (0%)				7人 (10.3%)			
退学者 (人)		4 (2) (人)				3 (1) (人)				9 (0) (人)			
休学者 (人)		2 (人)				1 (人)				2 (人)			

課 程		全 日 制											
		土木科				化学工業科				計			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	40	40	40	120	320	320	320	960
生徒数 (人)		40	40	35	115	40	39	34	113	321	310	294	925
充足率 (%)		100	100	88	96	100	98	85	94	100	97	92	97
進 学 就 職	大学・短大	6人 (20.0%)				9人 (24.3%)				89人 (30.8%)			
	専修・各種	5人 (16.7%)				7人 (18.9%)				38人 (13.1%)			
	就 職	18人 (60.0%)				21人 (56.8%)				154人 (53.3%)			
	その他	1人 (3.3%)				0人 (0%)				8人 (2.8%)			
退学者 (人)		1 (0) (人)				1 (0) (人)				18 (3) (人)			
休学者 (人)		(人)				(人)				5 (人)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成22年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」の状況は、平成21年度(平成22年3月末現在)である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納(滞納繰越分)について

次の歳入について、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納(滞納繰越分) (監査日現在確認分)	参 考 平成21年3月末現在
高等学校使用料(授業料)	2人 49,500円	10人 265,300円

イ 現金収納に係る事務処理について

授業料の現金収納に係る事務処理において、広島県会計規則に定められた期限(翌開庁日)

までに金融機関に払い込んでいないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

現金収納日	金額 (件数)	広島県会計規則の 定めによる払込期限	実際の払込日
平成 22 年 4 月 9 日 (金)	19,800 円 (2 件)	平成 22 年 4 月 12 日(月)	平成 22 年 4 月 13 日(火)

ウ 委託契約における事務処理について

委託契約において、次のとおり誤った事務処理や不適切な業務管理が行われているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 契約書で定められた仕様書において、受託者が提出することとなっている書類の提出を受けていないものがあった。

委託業務名	提出を受けていなかった書類
消防設備保守点検業務（平成 21～22 年度）	業務計画書，計測記録簿，作業日報

(イ) 契約書で定められた委託期間を変更する際に、書面による変更契約を締結することなく、口頭で指示を行っていた。

- ・正門付近外樹木剪定業務（平成 21 年度）

エ 備品の管理について

備品の登録において、ICT 重点指定校事業用等コンピュータシステムとして一括調達され、設置されたパーソナルコンピュータ等について、個々に備品登録すべきところ、教育用コンピュータシステム一式として備品登録されていた。適正な管理に努められたい。

オ 学校諸費会計等の取扱事務について

学校諸費会計等の取扱事務において、点検者は、毎月の収支状況を関係書類により翌月の 10 日までに点検し、校長に報告することとされているが、点検・報告が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

- ・生徒会会計（21 年度）（根拠：学校諸費会計等取扱要綱第 5 条第 1 項）

【意見】

委託契約における設計金額の積算について

委託契約の設計金額の積算において、起案文書に参考となる見積等の積算資料が添付されておらず、積算根拠が明確でないものがあった。設計金額の積算に当たっては、その根拠を明確にする必要がある。

- ・廃棄可燃物及び不燃物収集運搬業務（平成 21～22 年度）

16 広島西警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 広島市西区商工センター四丁目 1 番 3 号
- ・所管区域 広島市西区の一部（太田川以西）及び佐伯区

- ・管内面積 245.45 km²
- ・管内人口 248,994 人（平成 22 年 3 月 31 日現在）
- ・組織体制 9 課（警務課，会計課，留置管理課，生活安全課，地域課，刑事一課，刑事二課，交通課，警備課）
- ・職員数 247 人（平成 22 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）

（2）監査の結果

【意見】

委託契約における設計金額の算出について

委託契約の設計金額の算出において，計算を誤っているものがあつた。契約における予定価格は，設計金額を基に設定されることから，設計金額は，適正に算出する必要がある。

- ・広島西警察署官舎法面草刈除草業務委託契約（平成 20 年度）

17 安佐北警察署

（1）機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 広島市安佐北区可部四丁目 14 番 13 号
- ・所管区域 広島市安佐北区
- ・管内面積 353.35 km²
- ・管内人口 154,372 人（平成 22 年 3 月 31 日現在）
- ・組織体制 7 課（警務課，会計課，生活安全課，地域課，刑事課，交通課，警備課）
- ・職員数 143 人（平成 22 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）

（2）監査の結果

【指摘事項】

委託契約の事務処理について

委託契約において，次のとおり誤った事務処理や不適切な業務管理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	内容
一般廃棄物収集運搬処理業務委託契約（平成 22～23 年度）	契約書で定められた仕様書において，受託者が提出することとなっている「年間作業計画書」及び「運搬許可証の写し」の提出を受けていなかった。
空調設備等保守点検業務委託契約（平成 21 年度）	契約書で定められた仕様書において，業務完了時に提出することとなっている「完了報告書」の提出を受けていなかった。
自家用電気工作物保守点検業務委託契約（平成 22～23 年度）	契約書で定められた仕様書において，あらかじめ指名しておくこととなっている「連絡責任者」について定められていなかった。

18 尾道警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 尾道市新浜一丁目7番34号
- ・所管区域 尾道市（一部区域を除く。）
- ・管内面積 206.45km²
- ・管内人口 109,735人（平成22年3月31日現在）
- ・組織体制 7課（警務課，会計課，生活安全課，地域課，刑事課，交通課，警備課）
- ・職員数 130人（平成22年4月1日現在）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 委託契約における入札辞退の事務処理について

次の委託契約に係る入札事務について，入札辞退をする場合は，当該委託の入札執行の完了までに，文書により辞退届を提出することとされているが，口頭による連絡をした場合であっても入札辞退の取扱いを行っていた。入札事務の適正な事務処理に努められたい。

委託業務	広島県尾道警察署等浄化槽維持管理業務（平成21年度～22年度長期継続契約）
根拠	入札執行要領（平成19年1月1日施行）

イ 職員用駐車場賃貸借契約の締結について

次の契約について，公的契約でないにもかかわらず，契約書に尾道警察署長の公印が押印されていた。適正な事務処理に努められたい。

- ・職員用駐車場賃貸借契約